

真鶴港の指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	真鶴町
------------	-----

1 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価結果

(1) 評価点

団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
	サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
真鶴町（足柄下郡真鶴町）	36	25	20	81

(2) 評価の概要

評価点が81点となった真鶴町は、県の求める業務水準を満たし、真鶴港の利用に関する秩序の維持及び石材事業者、漁業者、ヨット利用者等の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体として、真鶴港の指定管理者候補としての適格性を有すると判断した。

- 評価できる点については、次のようなものがあつた。
 - ・ 利用承認業務については、申請時におけるチェック体制や中立性の確保等、適正に実施されており、実績として評価できる。
 - ・ 障がい者の方を積極的、継続的に雇用しており、障がい者が生き生きと働き、生活していける社会の実現に取り組んでいる点が評価できる。
- 今後の期待、要望としては、次のようなものがあつた。
 - ・ PR活動やアンケート回答数を増やす取組について、積極的に進めてほしい。
 - ・ 津波注意報や警報が発令された際、出艇中のヨット利用者とより確実に連絡が取れるよう、無線等、携帯電話以外の連絡方法を検討してほしい。
 - ・ 真鶴港を発展させるため、真鶴港の特徴を活かしつつ、町が推進している「美の町」づくりを踏まえて、公平な立場から港の活用方法を考えてほしい。
 - ・ 日々の業務を通じ蓄積された港湾管理の知識が、将来に渡り継承されるよう、長期的な視野で執行体制を考えてほしい。

2 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価結果に対する県土整備局意見

評価結果について	同意する
----------	------

〈意見理由〉

神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会（以下「港湾部会」という。）における評価結果は、81点の評価点となり、真鶴港の指定管理者候補としての適格性を有するとの評価があった。

この港湾部会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われており、真鶴町の提案は、県土整備局としても、次のような点について評価できることから、指定管理者候補としての適格性を有しているものと判断する。

- 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について、真鶴町の中心となる港エリアを「開かれた港」として「観光と産業が共生する水の都」とすることを基本理念とし、「海洋観光の拠点となる港」、「安全・安心を実感できる港」、「自然を満喫できる美しい港」の3つの基本方針を踏まえ、新たな海洋レクリエーションニーズへの対応、ハード・ソフト両面からの防災・防犯体制の整備、海の自然を満喫できる場所や機会の提供等を目指しており、幅広く県民の方々に利用されることが期待できる点が評価できる。
- 施設の維持管理について、直営で業務を行うことを基本としており、台風通過後の港湾内の清掃や修繕の迅速対応、ゴミや廃棄物等の収集運搬について、これまでの実績が評価できる。
- 利用調整業務については、真鶴町は長年、真鶴港の管理を行っており、石材事業者・漁業者等との信頼関係が構築されていること、利用承認にあたり石材運搬に係る落下防止・過積載防止などの安全管理の指導を行う提案・実績があること等から、十全な利用調整能力を有していると考えられる。
- 事故防止等安全管理については、津波発生時行動マニュアルの整備、オレンジ色の吹流しの掲揚や利用者への伝達内容などの内容が具体的に記載されており、評価できる。また、港湾部会からいただいた、津波注意報や警報が発令された際の海上のヨット利用者との連絡方法に対する要望に関して、現在のヨット利用者の航行状況を、指定管理者に確認したところ、概ね携帯電話のサービスエリア内で航行しているとのこと。なお、今後、真鶴港の安全管理のあり方を検討する際には、港湾部会の要望も参考にしたい。
- 地域と連携した魅力ある施設づくりについては、平成30年度に、「真鶴港周辺グランドデザイン（仮称）」の策定が予定され、真鶴町の顔としての真鶴港の周辺の活性化に関わるソフト事業の推進が提案されており、「開かれた港湾」の推進が期待できる。
- コンプライアンス、社会貢献について、障がい者を継続的に雇用する提案があり、神奈川県が提唱する「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組として、評価できる。

神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会港湾部会評価点の詳細について

施設名 真鶴港

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
				配点	真鶴町	
I サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	①指定管理業務全般を通じた団体の総合的な考え方、運営方針 ②業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	4	
	2 施設の維持管理	(1) 利用承認業務	①利用承認等の業務についての実施方針	5	5	
		(2) 維持管理業務	①清掃業務、巡視業務、保守点検業務、修繕等の維持管理業務についての実施方針	5	4	
		(3) 利用調整業務	①業態の異なる複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の中立・公平な利用調整・指導等についての実施方針	10	6	
	3 利用促進のための取組、利用者への対応	(1) 利用促進のための取組	①より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ②より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ③施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	5	3	
		(2) 利用者への対応	①サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ②手話言語条例への対応	5	4	
	4 事故防止等安全管理	(1) 事故防止等	①通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ②事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ③ヨット利用者等安全管理業務についての実施方針 ④急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	2	
		(2) 災害・荒天時対応業務	①地震、津波等の災害時及び高潮、波浪等の異常気象時の利用者の避難誘導、県への協力等についての実施方針 ②災害時における緊急物資受入港としての対応方針	5	4	
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	(1) 地域と連携した魅力ある施設づくり	①地域や関係機関（団体等）との連携・協力の考え方 ②地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4	

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価点		特記事項
				配点	真鶴町	
Ⅱ 管理経費の節減等	6 節減努力等	(1) 節減努力等	<p>【県が指定管理者に指定管理料を支払う施設】</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額／提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）×25</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>注2 評価点は、小数点以下切捨てとする。</p>	25	25	
Ⅲ 団体の業務遂行能力	7 人的な能力、執行体制	(1) 人的な能力、執行体制	<p>①指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</p> <p>②業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況</p> <p>③指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</p>	5	3	
	8 財政的な能力	(1) 財政的な能力	①安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体の経営状況、団体の事業の継続性・安定性の度合い、団体の事業の信頼性の度合い	5	4	
	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス、社会貢献	<p>①指定管理業務を実施するために必要な団体の諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</p> <p>②指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</p> <p>③法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</p> <p>④障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</p> <p>⑤手話言語条例への対応</p> <p>⑥社会貢献活動等、社会的責任の考え方と実績</p>	5	5	
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	(1) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	<p>①申請開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</p> <p>②個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</p>	5	4	
	11 これまでの実績	(1) これまでの実績	<p>①指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</p> <p>②県又は他の自治体における指定取消しの有無</p>	5	4	
合 計				100	81	